

自治公民館における禁煙状況について（調査とお願い）

■ 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）

第 25 条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、(中略) その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（中略）を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

■ 厚生労働省健康局長通知（平成 22 年 2 月 25 日、健発 0225 第 2 号）

4 受動喫煙防止措置の具体的方法

(1) 施設・区域における受動喫煙防止対策

全面禁煙は、受動喫煙対策として極めて有効であると考えられているため、受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。（以下略）

(2) 全面禁煙が極めて困難である施設・区域における受動喫煙防止対策

全面禁煙が極めて困難である場合には、施設管理者に対して、当面の間、喫煙可能区域を設定する等の受動喫煙防止対策を求めることとし、将来的には全面禁煙を目指すことを求める。（以下略）

■ 健康ほくえい計画（平成 24 年 3 月策定）

(5) 生活習慣病の予防 — 地域で生活習慣病の予防に取り組む — 自治会公民館の禁煙…

● 集会施設・自治公民館 全面禁煙（建物内禁煙）の状況について

自治会名	H21. 12	H24. 11	自治会名	H21. 12	H24. 11	自治会名	H21. 12	H24. 11
江北	○		山西	○		下種		
江北浜			みどり西	○		上種		
東新田場			小河原団地			茶ヤ条	○	
西新田場			みどり南	○		西高尾		
国坂			国坂東			東高尾		
国坂浜			さつきヶ丘			岩坪		
大野	○		みどり二区	○		高千穂	○	
田井			国坂中団地	○		由良宿 1 区		
土下			さくら団地			由良宿 2 区		
米里			西園	○		由良宿 3 区	○	
北条島	○		東園			由良宿 4 区	○	
北尾			東園浜	○		由良宿 5 区		
弓原			六尾	○		由良宿 6 区		
弓原浜			六尾北団地			由良宿 7 区	○	
駅前	○		瀬戸			緑ヶ丘団地	○	
下神			原			妻波	○	
松神	○		大島			大谷		
曲			西穂波			別所	○	
みどり一区	○		穂波			比山	○	
向山団地			亀谷	○		青木		
中央団地			東亀谷	○		二子塚団地		
						計	25	